

# 海上保安官署施設整備事業 評価書

平成26年度

新規事業採択時評価

事業名（箇所名）	十一管区の施設整備	担当課	施設補給課	事業主体	国土交通省 海上保安庁
		担当課長名	糸井 一幸		
実施箇所	沖縄県沖縄市				
事業諸元	構造 S-2(軽量鉄骨) 規模 約700㎡				
事業期間	平成26年度～平成27年度				
総事業費（億円）	約2.5億円				
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
計画概要	十一管区においては、近年様々な業務が増加しているが、一方で現在の庁舎が狭隘となっている。そのため、所要の施設整備を行うもの。				
事業計画の必要性	評点	必要性の主な根拠			
	100点	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難である。			
事業計画の合理性	評点	合理性の主な根拠			
	100点	他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される。			
	代替案との経済比較				
	C' - C	—	基準年度: 平成25年度	—	敷地形状等から代替可能な案はない
		C':代替案の総費用(LCC)(億円)	—		
		C:事業案の総費用(LCC)(億円)	—		
事業計画の効果	業務を行うための基本機能(B1)				
	評点	効果の主な根拠			
	110点	県有地を借用予定。道路鉄道等アクセスが確保されている。都市計画・土地利用計画と整合している。建物の規模性能が適切である。			
	施策に基づく付加的機能(B2)				
	評価	効果の主な根拠			
	地域性	C	地域性、環境保全性は一般的な取り組みが計画されている。法令規定に基づく建築デザインの仮設庁舎。		
環境保全性	C				
機能性 (ユニバーサルデザイン)	C				
機能性 (防災性)	C				
その他 (第三者委員会の意見やその反映内容)	船舶建造等整備事業評価委員会(第三者委員会)の事業採択についての判断 事業内容及び評価結果が適当であると判断された。				

(備考)事業採択要件:事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上

- ・事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
- ・事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
- ・事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標